

平成18年12月21日

厚生労働省健康局
結核感染症課課長 様

全国保健所長会会長
角 野 文 彦

感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律
の政省令に関する意見および要望について

向寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素よりご指導賜っておりますことをお礼申し上げます。

さて、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の政省令の制定にあたり、感染症および結核等に関し日常対応を実施している保健所の意見や要望を集約いたしましたので提出させていただきます。特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

以下、政省令策定にあたっての意見及び要望等を改正感染症法の条文に添い記載しております。政省令及び通知等の整備に関し、よろしくご検討お願いいたします。また、参考資料として意見及び要望一覧も添付しております。

改正感染症法政省令策定にあたっての意見及び要望の概要

(通知等による規定事項も含む)

6条 10項 定義

- ・ 結核における「初感染結核」と従来の他の感染症における無症状病原体保有者との関係
 - 予防内服の発病予防効果という観点から、「初感染結核」を他の感染症における無症状病原体保有者と区別し、届出や予防内服（公費負担の適応を含む）の扱いを明確にした規定

12条 1項 結核の届出基準

- ・ 結核の届出基準の整理
 - まん延防止の観点から、菌検査等の確定検査のみに縛られない基準
 - 臨床診断をはじめ、C T等の画像診断やP C R、Q F T等の新たな検査方法を考慮に入れた整理

14条 発生動向調査

- ・ 結核（結核登録者情報システム）と他の感染症（従来の感染症発生動向調査）における発生動向調査方法
 - 両者の方法について明確な規定
 - 予算措置（従来の感染症発生動向調査に加え結核情報システムにおいても）

15条 発生状況・動向・原因の調査

- ・ 結核における調査事項の整理
 - 結核菌の性状（薬剤耐性、遺伝子検査等）の情報集積を視野に入れた規定

16条 情報の公表

- ・ 情報公表に係る基準の整理

17条 健康診断（結核における従来の定期外健診）

- ・ 従来の定期外健康診断ガイドラインに準ずる健診方法についての規定
 - あらたなガイドラインの早期策定
 - Q F Tの活用など新しい知見に基づいた方法の規定

18条 就業制限

- ・ 結核患者等の就業制限に係る基準の明確化
 - 就業制限期間（制限解除条件）や就業制限業務等
 - 入院期間（退院基準）との整合性
- ・ 協議会の意見聴取
 - まん延防止等、必要な対応が迅速に行いうる現実的な意見聴取方法の規定

19、20条 入院

- ・ 入院に係る診査協議会への報告・意見聴取
 - まん延防止等、必要な対応が迅速に行いうる現実的な報告・意見聴取方法の規定

- ・患者等が意見を述べる機会の付与等の手続き
 - まん延防止等、必要な対応が迅速に行いうる現実的な意見聴取方法の規定

21 条 移送

- ・消防や医療機関等との協力等
 - 現状を考慮した実効性のある規定

22 条 退院

- ・結核における退院基準
 - 結核病学会の退院基準等を参考にした結核医療機関が共有できる退院基準の規定
 - 就業制限期間（制限解除条件）との整合性

24 条 感染症診査協議会

- ・感染症診査協議会委員構成
 - 柔軟性を持った協議会委員構成の規定
- ・結核に関しても実効性のある協議を行うことができる合議体形態への考慮
 - 結核の診査に関して協議会の部会的な合議体の設置等
- ・柔軟性を持たせた協議会運営（特に結核に関して、19 及び 20 条の事項に同じ）
 - まん延防止等、必要な対応が迅速に行いうる現実的な運営方法

37 条の 2 結核患者の医療

- ・入院（従来の命令入所） 通院、初感染結核における医療費の公費負担の継続
- ・現状を考慮した給付内容の再検討
 - 検査（CT、QFT）や治療薬（ニューキノロン製剤）の導入等

38 条 感染症指定医療機関

- ・結核病床の確保
 - 病床単位での結核病床の指定等、結核病床の地域偏在の解消や結核患者の種々の合併症・併発疾病に対し総合的な治療を提供できる体制を確保するための規定

53 条の 2 定期的健康診断

- ・定期的健康診断の対象についての見直し
 - 介護保健施設入所者（施設長が行う）、幼稚園従事者（事業者が行う）の追加等

53 条の 12 結核登録票（結核における従来の管理管理）

- ・管理検診方法の整理
 - 管理検診の対象者、期間及びその方法（検査、DOTS、結核登録票を含む）等、従来の管理検診に関する規定やガイドライン作成

56 条 特定病原体関連

- ・特定病原体所持者（施設）に対する監視体制
 - 地方自治体（あるいは保健所等）との協働の有無、ある場合はその内容についての規定

- ・ 特定病原体所持者（施設）に関する地方自治体への情報提供
 - 地方自治体等への情報提供に関する規定

予防接種法

- ・ BCGの接種期間の延長
 - 期間延長法定接種期間を1歳未満までに延長